河川敷地占用許可準則の一部改正について

平成23年3月8日国河政第137号 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、 各都道府県知事、札幌市長、仙台市長、千葉市長、 横浜市長、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、 大阪市長、堺市長、岡山市長 あて 国土交通省河川局長通知

標記については、平成23年3月8日付け国河政第135号をもって、国土交通事務次官から通知されたが、下記の事項に留意のうえ、遺漏のないように措置されたい。 おって、貴管下市町村に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一 河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)改正の背景及び改正の視点

ー 準則改正の背景について

河川敷地占用における占用主体は、公共性、公益性を有する者等に限定されてきたところである。これについては、都市及び地域の再生等に資する目的で営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用できるようにすることにより、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望等を踏まえ、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とする特例措置を社会実験として実施してきたところである。

今般、これまでの社会実験の結果を踏まえ、国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の商業利用の促進の観点から、営業活動を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用を実施可能とするため、準則を改正するものである。

二 準則改正の視点について

河川局長による区域指定を要することなく、営業活動を行う事業者等による河川敷 地の利用を可能とするため、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用 の特例に関する章を追加したものである。

第二 準則について

一 準則第二について

準則でいう「河川管理者」とは、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条に規定する河川敷地の占用の許可を行う者であり、法に規定する河川管理者と異なる場合があることに留意されたい。

- 二 準則第二十二について
 - (1) 第1項に規定する都市・地域再生等利用区域の指定は、地元都道府県又は市町村(特別区を含む。)からの要望等を契機として行うことを想定しているものである。

また、都市及び地域の再生等のための利用には、地域活性化に資する川を活か

したまちづくりのための利用などが含まれるものである。

(2) 第2項に規定する都市・地域再生等占用方針には、①第3項各号に掲げる施設のうちから選定した、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設名、②占用の許可を受けることができる施設に係る許可方針を定めるものとする。

都市・地域再生等占用方針において第3項第十一号に該当する施設を定める場合には、地域行事など地域における都市及び地域の再生等に係るニーズを十分に踏まえ、同項第一号から第十号までに掲げる施設名に準じて具体的な施設名を記載するものとする。

都市・地域再生等占用方針において定める許可方針は、占用の許可を受けることができる施設に共通の、又は施設ごとの、各々の施設の特性等を踏まえた占用の許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方を定めるものとする。

(3) 第3項第一号から第十号までに掲げる施設は、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設を例示したものであり、同項第十一号においてその他の都市及び地域の再生等のために利用する施設も都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設に含むものとしているものである。

第3項第四号及び第五号に掲げる船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)については、当該占用施設の管理能力等を十分に有する者が占用 主体となり、工作物設置許可基準(平成6年9月22日付け建設省河治第72号 建設省治水課長通達)第四十二及び第四十三に掲げる基準に該当するものについ て占用の許可をするものである。

第3項第六号中の「等」には、自動販売機などの施設が含まれるものである。 第3項第七号、第九号及び第十号に掲げる日よけ、突出看板及び川床について は、堤内側のビル、家屋等から河川に突出した建築物の一部であることが想定さ れるものであり、当該建築物と一体的に適正に管理されることなどを考慮のう え、占用を許可するものである。

第3項第八号に掲げる船上食事施設については、船舶の所有者が占用主体となり、原則として船舶係留施設に係留して営業活動を行うものであり、出水時等には当該河川敷地外に移動される、又は出水時の流水の作用、塵芥の影響及び風等の作用により船舶が転覆することなく、水位変動に対して確実に追従できる構造であることなど河川管理上支障のないものについて占用を許可するものである。

(4)第4項は、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者の類型を河川管理者が選択できることとしたものである。

第4項第一号に掲げる「第六に掲げる占用主体」を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、当該公的占用主体が占用施設を施設使用者に使用(施設の設置を目的とする使用を含む。以下(4)において同じ。)をさせる場合にも、当該公的占用主体が使用をさせる事業者の選定及び施設の管理について責任を持つことになるので、公平性等を確保した河川敷地の利用の調整及び占用施設の適正な管理が図られることが期待される。

第4項第二号に掲げる「営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの」を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適

切であると認められた者が占用主体となることから、公平性等の確保が図られることが期待されるものである。なお、協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることができるものである。

第4項第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」は、占用許可に当たって公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占用許可を行うものである。このため、同号に掲げる者を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、河川管理者自らが、必要に応じて利用調整を行うとともに、将来にわたる占用施設の適正な管理を担保する必要があることに留意する必要がある。

第4項第二号及び第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」の「等」とは、 特定非営利活動法人、権利能力なき社団などである。

(5) 第5項は、都市・地域再生等利用区域の指定(都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。以下(5) において同じ。)をしようとするときは、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会の活用などにより地域の合意が図られている必要があり、公平性、公益性の確保の観点から河川管理者の判断のみによることなく指定をすることとしているものである。

なお、地域の合意を図るに当たっては、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができるものである。

(6) 第6項は、河川敷地の占用にあっては、準則第八から第十一までに掲げる基準に該当するときに許可できるものであるが、都市・地域再生等利用区域の指定に当たって、具体的な占用内容の如何にかかわらず、治水上又は利水上の支障等があると判断される区域はあらかじめ除外するよう規定したものである。

第6項に規定する「治水上又は利水上の支障等が生じない」とは、準則第八から第十一までに掲げる基準に該当することである。

(7) 第7項に規定する「公表」は、ホームページ掲載などインターネットの利用その他適切な方法により行うこととする。

三 準則第二十三について

準則第二十三は、都市・地域再生等利用区域において、準則第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が、占用の許可を申請した場合において、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができることとしたものである。

占用の許可をするに当たっては、都市・地域再生等占用方針に定める許可方針等を 踏まえ、準則第十三第2項に基づき許可条件を付すものとする。

四 準則第二十四について

準則第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、準則第十二第1項と同様に十年以内を、準則第二十二第4項第二号及び第三

号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例として営業活動を行う事業者等に占用を許可することとなることを踏まえ、三年以内を占用の許可の期間としているものである。

なお、営業活動を行う事業者等による事業の安定性等を勘案し、適切な許可の期間 とすることが必要である。

五 準則第二十五について

- (1) 第1項は、準則第二十二第4項第一号に掲げる都市・地域再生等占用主体が、 その占用施設を自ら使用するほか営業活動を行う事業者等に使用させることがで きることとしているものである。この営業活動を行う事業者等による使用には、 当該事業者等が施設を設置して使用する場合と当該事業者等が施設を設置するこ となく占用許可を受けた者が設置した施設を使用する場合があるものである。
- (2) 第2項は、占用施設を施設使用者に使用させることを含む占用を許可する際に、準則第十三第2項に基づき付すべき許可条件を規定しているものである。 第2項第二号は、施設利用料を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることを許可条件として付すこととしているものである。なお、施設の維持管理のために充てる費用には、イベント費、広告費、料金徴収費、事務費、占用施設又はその周辺の河川管理施設の維持管理費等必要な費用をすべて含むものである。
- (3) 第3項は、第1項に基づき占用施設を使用させる場合には、占用の許可を受けた者は占用施設を使用する者と使用契約を締結しなければならないとするとともに、当該使用契約の内容について河川管理者に報告しなければならないとしているものである。なお、使用契約の全部又は一部を変更した場合も同様である。
- (4) 第4項は、使用契約に記載すべき基本的事項を規定しているものであり、占用施設の適正な活用及び維持管理の観点、使用契約締結者間の後日の紛争を未然に防止する観点等から必要な事項をできる限り具体的に記載することが必要である。
- (5) 第5項は、施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合等においては、施設使用者に対しても監督処分等を状況に応じて適正に実施するものであることを明示しているものである。

六 準則第二十六について

準則第二十六は、許可に関する基準等が第二十三の占用に適用にされることを改めて明示したものである。

七 附則について

第6項は、「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」(平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達)記第七において、特例措置の実施期間は、平成23年度末までとし、占用施設に係る占用の許可の期間は、実施期間の範囲内で定めることとしていることから、平成23年3月31日時点において同通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、特例措置が平成24年3月31日まで効力を有することを、経過措置として規定したものである。

第三 準則第四章に規定する占用に関する手続等について

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する手続等の流れは、以下のとおりである。

